

防災品で火災予防

住宅火災の多くは、ストーブやたばこなどの火が布団や衣類などの布製品に燃え移り発生しています。

燃えやすい布製品は小さな火種からでも着火しやすいため、燃えにくく加工された「防災品」を使いましょう。防災品には、カーテンやじゅうたんのように法規制されている「防災物品」と、寝具や衣類など自主規制されている「防災製品」があります。

一定の防災性能を有している製品には、下のようマークが貼付されています。エプロン、パジャマなどの衣類やカーテン、寝具類などは防災品を使い、火災を未然に防ぎましょう。



防災物品ラベル



防災製品ラベル

☎ 消防本部予防課 (☎0119)

自転車の長期間放置はやめましょう



土岐市駅周辺自転車駐車場に長期間放置していると思われる自転車が多数あります。駐車できる台数には限りがあり、放置自転車があると利用者の迷惑となりますので、放置は絶対にやめましょう。

なお、長期間放置されていると思われる自転車には警告札を貼付しました。10月31日(木)までに移動させてください。

☎ 都市計画課 (内線543)

ぎふ清流おもいやり駐車場利用制度の開始

車椅子の方や歩行困難な方が優先的に駐車場を利用できるようにするため、車椅子使用者用駐車区画に加えて、歩行困難者が利用可能なプラスワン区画を新たに設定・確保し、これらを利用できる方に利用証を交付します。

利用証は、車椅子区画用とプラスワン区画用の2種類があり、商業施設、医療・福祉施設、銀行、公共施設などで利用ができます。

対象 障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人のうち、各種手帳などの等級が一定の要件を満たす歩行困難な方

- 申請方法**
- ・窓口での申請：岐阜地域福祉事務所（県庁2階）、県地域福祉課（県庁10階）、各県事務所福祉課（7か所）※11月15日(金)以降受付開始
必要書類：申請書、各種手帳等状況確認書類、本人確認書類（代理人申請の場合）
 - ・郵送での申請：県地域福祉課
必要書類：上記必要書類に加えて、140円分の返信用切手

市内登録施設：ウエルフェア土岐、保健センター、バーデンパークSOGI
（登録施設は順次拡大予定）

☎ 県地域福祉課 (☎058-272-8261)



プラスワン区画の表示